

第十三回 参議院建設委員会會議録第三十号

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)午前十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 田中 一君
小川 久義君

委員

高津 忠彦君
深水 六郎君
徳川 宗敏君
門田 定蔵君
松浦 定義君
東 隆君

委員外議員

池田宇右衛門君
飯島通次郎君

衆議院議員

浅利 三朗君

國務大臣 建設大臣 野田 卯一君

政府委員

特別調達庁長官 根道 廣吉君
特別調達庁 管理部長 長岡 伊八君
大蔵省主計局次長 石原 周夫君
事務局側 常任委員会専門員 武井 篤君
常任委員会専門員 菊池 璋三君

本日の會議に付した事件

○宅地建物取引業法案(衆議院送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する

特別措置法案(内閣送付)

○公共工事の前払金保証事業に関する法律案(内閣送付)

○連合委員会開会の件

○本委員会の運営に関する件

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。

宅地建物取引業法案を議題に供します。提案者から提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(浅利三朗君) 宅地建物取引業法案の趣旨と内容の概要を説明申し上げます。宅地建物取引業の規制は一九二一年にアメリカ、カリフォルニア州で制定された不動産ブローカー免許法を初め、諸外国におきましても種々制定されております。我が国におきましても、旧憲法第九條に基づき各地方庁令を以て業者の取締を行なつて来たのであります。これらの命令も新憲法の制定によりその効力を失うに至つたのであります。今次大戦によつて戦災、強制疎開等のため多大の損害を受けた多数の都市においては、建物特に住宅の需給が極度に逼迫し、従つて土地建物の取引は戦前にもましていよゝ頻繁となり、これが取引を業とする者が激増して、悪質業者の不正が頻発していることは戦前の比でないことは明かであります。

このような事態を招来するに至つたことは、実に斯業に対する取締法規が廢止せられて宅地建物取引に対して何らの善後措置がとられず放任の状態でおかれたため、従来は就業上不適当と認められる者も本業を営み、宅地建物の取引に當つては詐欺類似の不正行為がしばしば行われていたためでありました。このような事態に対しては、一般の利用者の間においては勿論、この業界の内部においても、正常な業者の多くはこれらの弊害を認め、事業の健全な発展を期するためにもこれらを規制する立法措置を強く要望しており、一方又現在の住宅事情に鑑み、公共の福祉のため当然にとられなければならない施策であります。ここにございまして、宅地建物取引業を営む者の登録を実施し、その事業の取締を行うことによつてその業務が適正に行われ、宅地又は建物の需給両者に安んじて利用のできる業者を育成し、宅地及び建物の利用を促進することを目的として本法を立案提出するに至つた次第であります。

次に本法案の内容の概要を簡単に申し上げます。

第一に宅地建物取引業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならぬものとし、且つ、登録は二年ごとに更新しなければその効力を失ふものとしたことでありました。なおこれに關し、都道府県知事がその登録を拒否しなければならぬ事項、又拒否することができる事項を規定し、登録の適正を図つております。

第二に、宅地建物取引業を営む者が、その業務に關して受けることのできる報酬の額は、都道府県知事が定めるものとし、この額を超えて報酬を受けてはならないものとしたいたしました。

第三には、宅地建物取引業を営む者のなしてはならない行為を細かく規定し、違反者に対しては、都道府県知事は業務停止処分、又は登録取消処分等の処分を行うことができるものとし、取締に留意いたしました。

第四には、この法律の違反に対する罰則を最高が三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又はその併科をすることとし、以下四種類に分ちて、最低が二万円以下の罰金としたいたしました。

以上が本法律案提案の趣旨と内容の概要でございます。何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 質疑はあとに廻します。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題に供します。昨日に引続きまして、農林委員池田宇右衛門君ほかの發言を許可いたします。只今出席されておりますのは、主計局次長の石原君と、それから特別調達庁の管理部長の長岡伊八君と、お二人が見えております。今すぐ外務省の國際協力局の小澤武夫君と、特別調達庁の長官根道廣吉君も直ちに参られます。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 只今委員長から、本法案の審査に當りまして、農林委員を代表いたしました。二、三質問の点に対する御同意を得ましたので、これより質問をいたすことにいたしましたと思ひます。なお質問前に對し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用の法案に關する閣議了解事項について、的確であるかという問題について、その閣議了解事項を最初にお尋ねしたいと思ひます。

一、土地を使用し、又は使用する場合同じの損失補償金額の算定については、關係機關において決定する適正な補償基準によるものとする。二、お合衆国軍隊の用に供する固有財産の処理に關する法律案第五條の規定により、土地についての貸付等の契約を開始する場合における補償金額についても右の補償基準によるものとする。

二、土地等の使用が、土地等の所有者の生計の維持を困難にする場合において、土地等の所有者より土地等の取用請求があつた場合には、土地取用法第八十一條、並びに本法第九條第一項の運用により処置するものとする。

三、内閣總理大臣は、第六條の規定により、土地等の使用又は取用の認定に關する処分を行う場合において、当該土地等が農業用地であるときは、必ず農林大臣の意見を求めること。

以上について、特別長官並びに出席の外務、大蔵關係當局は、閣議了解事項として間違いないか、この点について、先ず明快なる答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(根道廣吉君) 内容におきましては、只今お説上げになりましたのと違つておりません。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 次に、特調、大蔵、外務当局に対して、農民が生活の基本としておつた耕作地を失うに当り、適正なる補償をいたすことについて、十分なる研究をいたす調査を執る用意ありと思ひますが、主管省たる農林省との連絡を密にしてその適正化を計画する用意ありや、又これに対する今日までの経過について承わりたいと思ひます。

○政府委員(長岡伊八君) この問題につきまして、農林省側と十分連絡協議いたしましたことは勿論なのでございまして、今日まで密接な連絡を保つて研究いたしております。殊に御承知でもございませぬ通りに、予備作業班には農地局長が出席されるような関係でございまして、その点につきまして十分な連絡をいたしております。以上でございませぬ。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 申すまでもなく、農地は農民にとつて唯一の生産手段であると同時に、生活手段の根拠であります。この生産手段を失ふときは、生活は困難に陥るといふことと相成ります。従つて農地は農民の生命線と重大な関係があるのでありますから、適当の代替地或いは転業に際して安全生活の保障をつけるところの義務ありと考へます。これらに対しての研究如何。

○政府委員(長岡伊八君) 農民と土地との関係につきましては只今御指摘の通りでございます。農民の利益擁護というところに十分の留意をいたしておる次第であります。ただ代替地という

問題になりますと、この法律案には実は規定はいたしておりませんが、これは別途農林省当局と十分打合せまして、そういう措置がとられるような行政措置をとるべきものだと思つております。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 今日まで占領期間中の契約による使用期間は、当然本法によりますと、使用期間に算入すべきものと思ひます。若し算入しないこととなると、終戦直後から使用されてきたものは、使用期間が三年以上経過しても取用の請求ができないこととなるが、およそ使用に代る取用の請求を土地取用法で認め、本法でこれに準用しては、かかるといふ土地に於いて所有者の希望によつて、取用することによつて所有者の権利を保護することにあると思ひますが、従来極めて安価な使用料によつて更に三年以上経過しても取用請求権を認めないということになれば、権利者の保護を欠くものがあると思ひますが、これに対する御所見如何。

○政府委員(長岡伊八君) 終戦後土地を借り上げまして、今日まで予想外に長く使用いたしまして、農民各位に非常な御迷惑をかけておることと承知いたしております。併し三年以上というこの期間の計算につきましては、本法では前の期間を算入いたさないことに建前はなつております。ただ今後三年に亘るといふ見込のもの、それから形質変更というものが伴います場合には、これは本法に規定いたしております通りに買上げるといふ措置をとり得るものと考えております。なお従来とも、形質の変更をいたして

○委員外議員(池田宇右衛門君) 然らば、占領期間におきましますところの過去三年間に対する最も低廉な使用料を支払つた者に対しては、買上げの対象となつたときには、十分農民各位の意向を斟酌し、及びその地方の土地価を織込んでこれを買上げ対象とする、そう只今の答弁は判断してよろしうございませぬか。

○政府委員(長岡伊八君) 土地取用法に規定してございませぬ通り、今後これを買上げますことになりませぬならば、地方の地代というものを参考にいたしまして決定いたしますことも、従ひまして随意の契約でやります場合には、本法の趣旨に従ひまして同様の措置をとりたいと考えております。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 本法第六條の規定は、関係行政機関の長に対しては必ずその意見を求めると解釈してよろしうございませぬか。

○政府委員(長岡伊八君) 条文には「関係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見を求めることができる」と書いてございませぬけれども、実際の措置をとりましますときに、関係庁の意見を聞かずに措置するようなことは万ないと思ひ得ております。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 本法第十一條の、土地等を原状に回復しないでも、これを有効且つ合理的に使用できるものという規定は、農地については、農地保護の建前から農地として有効且つ合理的に使用することができるとの解釈をするが、それでよろしいですか。

○政府委員(長岡伊八君) 御指摘の通りでございます。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 結論をいたしまして、取壊以来開墾をいたしまして、開墾地としてそこに耕作地を折角築き上げたものが、今回の土地取用法によりまして、それを取用されるときには、そのかたはは他に生活の根拠を求めなければならぬ。又は他に転業いたさなければならぬ。非常な大きな悩みと不安が醸されるが、これらの点につきましては、特調においても、大蔵当局においても、又外務省と連絡をとつて齟齬なからしめるとの只今の御答弁がありました。今後これらの耕作農民に対しては、一層連絡を密にいたしまして、実際に施行するに当つては、主要食糧増産の途上にある今日、まず内政の堅実化を計

画する現段階にあつて、これらのことに支障なきよう十分の留意を今後ますます強化されるように御注意をこの際要望いたしまして、私の質疑を打ち切りたいと思ひます。なお飯島さんの質疑によつて、一、二聞くかも知れませんが、この点についての御覚悟を更に承わりたいと思ひます。

○政府委員(根道廣吉君) 只今の仰せのことよく承りました。

○委員外議員(飯島達次郎君) 冒頭貴重な時間を拝借いたしました。私も農林委員のものが罷り出て発言の機会を与えられたことを感謝いたします。さて本法の施行に当りまして、池田委員からも御答弁がありました。農民の生活を脅かし、食糧生産を阻害するという見地から、本問題につきましては農林委員会においても若干の討議を遂げたのであります。本日が我々に与えられる恐ろしい最後の機会ではないかと考へましたので、お邪魔をすることにしたのであります。それで本問題の核心をなす予算的措置につきましては、かねて政府の所信を質したのであります。極めてあまいでございました。又政府の本問題処理についての方針が確立をしておらないために、私も主としてこれが具体的な問題についてお尋ねをしたいと考へるのであります。

○政府委員(長岡伊八君) 先ず第一に伺いたいことは、これは外務省の所管かと考へるのであります。第四條を見ますと、土地の使用又は取用の認定のことが規定されておりますが、所有者の意見は最大限に尊重されなければならぬと考へるのであります。第四條に表現されてお

画する現段階にあつて、これらのことに支障なきよう十分の留意を今後ますます強化されるように御注意をこの際要望いたしまして、私の質疑を打ち切りたいと思ひます。なお飯島さんの質疑によつて、一、二聞くかも知れませんが、この点についての御覚悟を更に承わりたいと思ひます。

るだけで十分とお考えになつておるかどうか。

○政府委員(長岡伊八君) 土地の取用をいたします場合に、四條に規定いたしております措置をとるのでございませぬが、先ずその前に、現在行われております通りに、予備作業班で実地を見まして、事情をよく調査いたしておりませぬ。この際にも十分意見を徴する機会があると思つております。ただ予備作業班なり、合同委員会では、その土地を強制的に取上げるかどうかというところまでは決定ならぬ。そういう土地を提供するという事になりませぬならば、更にこの事務を取扱います調達庁の各局におきまして、更に各位と十分なる交渉をなす。いきなり本法を適用いたしまして取用するといふ意味ではございませぬ。而もその話がつきませぬで、どうしても取用手段をとらなければならぬというときには、更にこの四條に規定いたしておりませぬだけの手續をとりまして、無理をしないように、こゝういふ再確認をするだけの意味をもちまして、四條に規定いたした次第でございませぬ。農民各位の意見を反映する機会が多分にあると思つておる。

○委員外議員(飯島連次郎君) それでは次に閣議了解事項第一項に、適正な補償基準というところが謳われておりますが、これはこの適正な補償基準は如何に決定されているか。決定されていないとすれば、どういふふうで決定するか。

○政府委員(長岡伊八君) この点につきましては、先ほど申し上げました通り、農林省並びに大蔵省とも只今協議中でございます。更に今後十分な打合せをいたしまして、最も合理的なものを、妥当なものを作りたいたいという考へてあります。大体本法におきまして、建前は取用法の規定を適用いたしておりませぬので、委員会にかかりましたときには、その附近の地代ということが基準になりますので、これと相矛盾しないような基準を作りたいたい、かように考へております。

○委員外議員(飯島連次郎君) かねて農林省等が中心になつて、適正な補償を算出するための支払いの範囲並びに基準が我々に示されておりますが、この内容がその中心をなすものか。

○政府委員(長岡伊八君) 勿論農林省の意見を尊重するのでございませぬが、これがお話の基準と申しますか、標準にはなると思つておられますが、直ちに只今農林省で出しておられますものがすぐその通りに決定するかどうかということ、只今まだ申上げかねる段階にございませぬ。

○委員外議員(飯島連次郎君) 更にそれでどういふ経過を経て、いつ頃までに決定されるのか。

○政府委員(長岡伊八君) これは本法が実施になりますと、直ちに適用せなければならぬことが起るかと思つておるもので、これはいつまでということをはつきりこの席上で申し兼ねます。が、非常に取急いで取運びたいと思つておる。

○委員外議員(飯島連次郎君) この基準については、これは先ほど申しましたように、私共農林担当の者として、農民の生活或いは食糧増産に至大の關係がありますので、特にこの農地の取上げについておびえておる農民並びに開拓者の心情を考慮いたします

と、結局最後はこの補償基準によつて泣き寝入りするかどうかということが決定するわけでありませぬから、これが経過等についてはなお適當の機会に、決定前にこれが経過を承知したいと思つておるが、そういうことを我々に知らしむる用意ができるかどうか、これを伺つておきたい。

○政府委員(長岡伊八君) 御希望の点は十分承つておきますが、この点につきましては、農林省とも十分打合せた上で措置がしたいと思つておる。

○委員外議員(飯島連次郎君) 只今の点は強く要望しておきますから、然るべき機会に私のほうからも、農林委員会として又要求もいたしますが、十分一つ御連絡を願ひたいと思つておる。次に閣議了解事項第二項の点であります。『所有者の生計の維持を困難にする場合』、こゝういふことが謳われております。これは一定の基準がありませぬか。

○政府委員(長岡伊八君) 一定の基準というものはなかく定めることがむずかしいと思つておる。具体的個々の事件につきまして、この了解事項に書いてありますような状態であるかどうかというのを判断したいと思つておる。

○委員外議員(飯島連次郎君) それでは農地が使用される場合には、これは申すまでもなく農地は農民にとつては、もつた一つこのこれは生存の手段でありますから、これがほかに転用されるというところは、農民が唯一の生産並びに生存の根拠を失ふということになりませぬので、従つて生活の困難に陥るといふことはこれはもう申すまでもないことであると思つておる。

用される場合には、農民はすべて生活維持困難者として措置されるものと解しておりますが、この見解に恐らく間違はないと考へるわけですが、これについての所見を確認して置きたい。

○政府委員(長岡伊八君) 大体において御指摘の通りだと思つておるが、場合によりまして、その農民の所有いたしておりませぬ土地全部を取上げるのでなくして、或る一部を使用とか取用という問題もないでございませぬと思つておる。その残りの土地で生活ができるかどうかと、こゝういふようなことは一概には申されませぬで、又残りまして土地の面積につきましても、その家族の状態とか、いろんな点から觀察する必要があらうと思つておる。大体におきましては御指摘の通りの場合が多いと心得ております。

○委員外議員(飯島連次郎君) 次にこれは細かな問題について二、三お伺ひをして終りたいと思つておるが、本法の施行前に連合軍によつて使用されておつた事実によつて損害をこうむつておる被害者がおられますが、これが補償は本法に準じて処理するべきであると思つておるが、所見は如何ですか。

○政府委員(長岡伊八君) 本法適用前に従来のやり方で借上げまして、立退料なり立毛料なり、移転料それからレントを払つておられますが、これに全部廻りまして適用するというところは到底できないと心得ておる。

○委員外議員(飯島連次郎君) 次にこれは大蔵省所管と考へますが、三点ほどお伺ひしたい。

○政府委員(長岡伊八君) 本法施行に際して、適正な損失補償に必要な経費は遺憾なく用意せられておることと思つておるが、これが予算的措置は

どうなつておるか。

○政府委員(石原周夫君) いろいろな機会に申上げておられますように、防衛支出金六百五十億円のうちにございまして不動産の提供、これに関連いたします補償も含めまして九十二億円という予算が割当てあります。これは御承知の通りであります。この九十二億円の計算の場合におきまして、我々がとりました数字は、昨年の十月末の現在におきまして借料の実績、これを年間に延長いたしますと五十四億ほどに相成るのであります。その後におきまして若干の移動はございませぬので、現在におきましてはこの金額をやや下廻つておるかと思つておるが、最近の数字はちよつと今手許にございませぬので、一応その五十四億程度の数字をとりまして、これにプラス・マイナスとマイナス・プラスとが加へられております。プラスの点といたしましては、その後におきます値上げの問題、マイナスの問題といたしましてはその後におきます接取解除、それらの状況につきましては、予算積算の当時におきましても余り明瞭でございませぬし、今日におきましても、現在御承知のように予備作業班におきまして行政協定第二條に基きまする施設及び区域の範圍をきめておるわけですが、なかならず先頭新聞紙上にも発表いたしました大きい都市、中心部からできるだけ周辺に移つて参りたいといふようなアメリカ側の方針も明らかになつておるわけでありませぬが、具体的にどの程度のものかの時期に移るか、その結果借料にどういふ移動を生ずるかということにつきましては、今日なお正確な、或いは正確に近い推定

をいたしますことが困難であります。それらの点を眺み合せまして、大体先ほど申し上げました数字に七割五分ほどの余裕を見まして、九十二億という数字を得たわけでありまして、この現在の地代、家賃等につきましても、どういような政訂をいたすかという問題につきましても、これ又別途特別調達庁で御研究であり、私どものほうも或る程度それに伴つていろ／＼な勉強をいたしておるわけでありまして、そのまきまり方は、尤も多くは今後におきまする相当大なる解除が考えられておりますが、なかんずくこれは民間所有のものにつきまして解除がせられておるわけでございますので、それがどの時期にどの幅で起るかということによつて支配される点が多いわけでありまして、それらの点を考え合せまして、九十二億のうちにおきまして、相当程度補償の関係につきましての経費は捻出できるというふうにお考えおるのであります。

○委員外議員(飯島連次郎君) 大体の枠はわかりましたが、その特に五十四億のうちを占むる農林関係がどのくらいありますか。
○政府委員(石原周夫君) 農地の関係は、月額にいたしまして百五十七万円、年額にいたしまして千九百万円ほどでございます。それから山林の関係が八百八十万円、この農地、山林の関係は或いは地目によつて異なるかと思われまいますので、その限界が必ずしも正確かどうか存じませんが、それが八百八十万円ほどございますから、これが年額にいたしまして一億弱、両方合せまして一億二千万円くらいになつておるかと思ひます。

○委員外議員(飯島連次郎君) 只今の御説明、御解答はちよつと私の質問とはずれておるようには思ひますが、それは大蔵省でなしに、むしろ管理部長のほうか或いは適任者かも知れません。重ねてお伺ひします。本法施行に必要な農林関係を対象とする先ほどのつまり補償費です。これの金額は予算的には昭和二十七年の分としてどのくらい見込まれておりますか。
○政府委員(石原周夫君) 今申し上げましたように、この本法の施行に伴ひなしましてどの程度のもので取用せられるか、或いは使用せられるかというところにござましての見通しが困難であります。今申し上げました枠のうちにおきまして、どの程度がこれに割当てられるという内訳の計数はないわけでございます。

○委員外議員(飯島連次郎君) それではこれは若干重複をいたしますが、先ほどの管理部長に対する御質問と関連した事項であります。本法の施行前に連合車によつて使用又は接取せられておつた農地等に対する損失の補償に必要な経費は、大蔵当局としては全然措置されておりませんか。
○政府委員(石原周夫君) 本法施行前の、従来の補償のやり方のうちにおきまして、明らかに不十分であつたというふうなものがござりまするので、そういうふうなもの何と申しますか、是正と申しますか、手直しの意味におきます金額は、本年度に繰越して参りました前年度の終戦処理費の中の業務補償費の中におきまして、約五億程度ですか……

○委員外議員(飯島連次郎君) それでは次に本法の施行に伴つて補償金が適正に支出されるということになるわけでありまして、これに對して多額の課税が行われることになりますと、實質的には補償の効果が挙らないということになつて参りますので、これは所得税法第六條第七号にいう損害賠償金又は慰謝料に類するものと解するのが適當かと考えられるのであります。この補償金はすべて非課税の所得として免税されるものと私共は解しておりますが、大蔵当局の御所見は如何でございますか。
○政府委員(石原周夫君) 私はそのほうの担当でございませぬのであります。が、便宜代つて申し上げますが、土地取用法の対価の場合と同様に、所得税の対象にならないというふうに承知いたしました。

○委員外議員(飯島連次郎君) これは特別調達庁のほうのお答えを頂ければ結構であります。今までの補償料に類する経費のうちで未払の補償金がございしますが、これによつて早急に支払う用意があるかと考えますが、どのくらい、いつ頃までに……
○政府委員(石原周夫君) 未払になつておられますものの支払は我々も非常に氣になつておるのです。取急いでおるのでございしますが、何分にも今日までは軍の承認を得ませんと支払ができません。この点につきましていろいろ見解の相違やいろいろ手続上遅れておるのです。これは今後條約が発効いたしましたならば、取扱いやすくなるものと思ひます。その金額が四億ばかりたまつておるのであります。これは取急いで扱う手続をとりたいたいと考えております。

○委員外議員(飯島連次郎君) 只今の未払いの四億に關しては、これは前回の委員会でも同様の御回答を得たわけでありまして、時日が経過しても同じ御回答を頂くということでは、該当者の不安は増すばかりであつて、何ら減らないわけでありまして、これが措置についてはもう二十八日を期して平和効力の発生するということになつておるのであります。特に促進についての特段の御努力をお願いいたします。
○政府委員(岡伊八君) 御趣旨に副して措置いたしたいと思ひます。

○委員外議員(飯島連次郎君) これでは農林委員からの御質疑は終了いたしましたので、建設委員のかたがたの御質疑がございしましたら伺ひたいと思ひます。
○田中一君 今主計局次長の御答弁のうち、この補償費に対する課税の問題の御答弁があつたのですが、もう一度あなたに担当でないか知れませんが、もう一ぺんはつきりおつしやつて頂きたいのです。
○政府委員(石原周夫君) 私の承知をいたしておりますところでは、土地取用法によります取用をいたしましたときに扱われます対価でございますが、その対価の扱いは従来所得税の関係におきましては免税になつております。この場合の補償金につきましても同様な取扱ひであるというふうにお承知いたしております。

○委員外議員(廣瀬興兵衛君) 次に公共工事の前払金保証事業に關する法律案を議題に供します。先ず政府より提案理由の説明をお願いします。

○國務大臣(野田卯一君) 國、公共企業体又は地方公共団体等の発注する公共工事は國土の再建その他公共の福祉を増進するために極めて重要であつて、その年間工事量は全建設工事量のなかば以上を占むる状況であります。最近これら公共工事の着工資金の調達に請負業者にとつて極めて困難な問題となつておりました。その原因を考へますと、民間の建設工事にありましては、発注者は請負業者に前払金を支払うのが通例であります。殆んど商慣習となつては一部の例外を除いて従来前払金をしないことが原則となつておるため、請負業者は着工資金の調達に全面的に金融機関に依存せざるを得ないのであります。然るに建設業者は一般に自己資本が薄弱であり、その企業の性質上担保となるような資産に乏しく、又その経営状態の判断が困難であること等の理由によりまして、他の産業に比して金融機関からの融資が円滑を期しがたく、その金融難は極めて深刻であります。この結果公共工事全般に亘りまして工期の遅延、工事費の増大等を招来し、延いて公共工事の適正な遂行を阻害することが憂慮せられるのみならず、公共工事に關して前払金の途を開きますことは諸資材が廉価に且つ確實迅速に手配され、その他着工準備が迅速になされ、或いは金融機関に對する利子が不要になる等の利便がありまして、積極的に建設工事の適正な遂行に寄与するものであります。この際速やかに公共工事に關する前払金制度を確立することが緊要と考へられるのであります。而してこの前払金制度の適正且つ円

滑な運営を期すためには、前払金を支出する発注機関の危険負担を除去すると共に、前払金が当該公共工事のみ使用されることを保証し、発注者が安心して前払金の支出ができるような、公共工事の前払金に対する保証事業を営む会社の制度の確立が必要でありまして、現に民間においてかかる会社の設立が企図されつつある状況であります。この前払金保証事業等を営む会社は、その業務が甚だ公共性が強く、建設業者の経営又は信用に重大な関連を有すること等に鑑みまして、その事業の公正にして且つ堅実な営業を確保するため、政府において事業適格者の基準を設け、事業の運営について、最小限度の指導監督を加えることが必要と認められるのであります。ここに於いて公共工事の前払金保証事業を営むものについて、登録の実施、前払金保証事業の運営の準則等を内容とする公共工事の前払金保証事業に関する法律案を提案し、この事業の健全な発達を期し、もつて公共工事の前払金の適正且つ円滑な実施の確保、延いては公共工事の適正な施行に寄与せんとするものであります。以下本法律案の大綱を御説明申し上げます。

第一に、この法律案の適用ある公共工事は、国、日本国有鉄道、日本専売公社又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事に外に、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事であつて、政府の指定する公益性の強い工事を考へております。

第二に、前払金保証事業を営まうとするときは登録を必要とするものとす、一定の要件を欠く能力信用の乏し

い事業者を排除し、或いは不正な事業の運営に対し監督手段を發動する根拠といたしたいと考へております。

第三に、保証事業会社の公正な運営と健全な経営を確保するために、保証約款の承認、保証金の支払いに関する規定、責任準備金の計上、保証基金及び支払準備金の積立に関する規定、常務役員の特任主義に関する規定等を設けたのであります。なお保証事業会社は前払金保証事業の外、公共工事に関する運轉資金について請負者の金融機関に対する債務を保証する事業を営むことができることとし、その他の事業は兼業できないことになつております。

第四に、保証事業会社の事業が発注者又は請負者の利便を阻害している場合に、事業改善の命令をすることができるとし、又保証事業会社に一定の不正な事実がある場合に指示或いは勧告を行うと共に、悪質な場合においては営業の停止又は登録の取消等をなし得る等必要な監督の規定を設けたいと考へております。

最後に、この保証事業会社の公正な運営を期すために審査の請求に関する規定を置き、土木建築に関する工事に係る事業について不当にその利便を阻害されていると認めるとした場合においては審査を請求する道を開き、又請負業者が保証を受けた前払金を当該公共工事に使用しているか否かを、保証事業会社が厳正に監査すべきことを定め、前払金制度の運営について適正を期しているのであります。

以上が公共工事の前払金保証事業に関する法律案の大綱であります。な

おこの法律案と並行して予算決算及び会計令臨時特例、地方自治法施行令等を改正して、この法律案によつて登録を受けた保証事業会社の保証を得た場合においては、建設工事について前払金をすることができるようになり、それぞれ措置いたすこととしております。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(廣瀬兵衛) 質問はあとにまわしまして、前にもどりまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題にいたします。

○田中一君 私が前回の委員会でも何つた補償費の所得税の問題については、管理部長はどうお考えになりますか。今の主計局次長の御答弁に關連して……

○政府委員(長岡伊八) 一口に補償費と申すけれども、その中には例えば土地を買上げるときにはその代金と、それから立毛料とか離れ料といったようなものがある。違つたものがあるものであります。今申上げました立木等の対価につきましては、租税特別措置法の第十四條の規定の適用があることになりまますので、これは財産の評価額と当該補償金の差額につきまの六分の再評価税が課せられるもののように承知いたしておられます。その他の補償金につきましては、例えば移転料とか、それから真に損害賠償の性質を有するものは、これは非課税になるものと思つておりますが、ただ借り上げましたときの借り賃、レントといったようなものは、これは一般の他の収入として所得税の対象になる

ように了解いたしておるのであります。が、どうも税金のことになりますと私専門でございませぬので、詳しく申し上げることが困難であるのであります。

○田中一君 主計局次長に伺います。が、大体これは使用が原則になつておるといふので、使用の場合には使用料に對しては税金はかけられておるので

すか。

○政府委員(石原周夫) 使用料につきましては、当然普通の家賃自体などと同様な課税が行われるかと存じます。先ほど私が申上げましたが、言葉が不足いたしておると思ひますが、取用によりまする土地の建物の対価そのものにつきましては所得税はかからぬ。ただ、今長岡管理部長から申上げましたように、財産税の評価額と所得税との差額につきましては再評価税は六%かかる、こういうことであります。それでその点先ほど不足いたしておりましたから附加しておきます。

○田中一君 私は土地取用法の審議の過程において、主税局はその補償費に對しては課税するといふような説明を聞いておつたのですが、私の誤解もわからぬのですが、それは最近そういう方針にきまつたのですか、それとも従来から、いつ頃からそういうことをやつておつたか、おわかりでしたら……

○政府委員(石原周夫) 責任の主税局と確めた上で正確なお答えをいたします。本日申上げました点に何らか修正して申上げるかも知れません。その点あらかじめ御了承願います。

○深水六郎君 今度のこの措置法で使用する場合は結局その補償というものは、例えば店舗、ホテル等を収用された場合は、その営業権までやはり補償

されるわけですか。

○政府委員(長岡伊八) 通常生ずる損害の範囲に入りますのは全部補償する。

○深水六郎君 とするとそれは通常生ずる損害と考へていいわけですか。

○政府委員(長岡伊八) 御指摘の通りでございます。

○深水六郎君 そういたしますとこれは遡つてですが、占領期間中の営業権の補償というものは、今後とも実質上はこれはやはり接取と似たようなものですか、それと公平を保つために遡つて補償されるというようなことはございませぬか。

○政府委員(長岡伊八) 占領中の問題につきましては、その他にも賃借権が消滅したとかいつたようなこともございませぬ、営業権の問題もありません、只今關係方面と打合せ中でございますので、どの程度にできるかといふことは今申上げかねるのであります。我々といつたしましては、営業税、完全な営業補償といふことは予算との関係もございませぬのでございませぬと思ひますが、でき得る限りの努力はいたして行きたいと考へております。

○深水六郎君 結局九十二億の範囲内で考へるということでございますか。

○政府委員(石原周夫) 九十二億の方の金は、先ほど申上げましたように、何と申しますか講和條約の効力が発生いたしましたから防衛支出金の支出に相成りますので、それ以前の分につきましては終戦処理費の中にございませぬ業務補償費、それから支出をいたすということになります。ただ接取の解除が講和條約の効力発生の後に行われませぬ場合におきましては、こ

これは防衛支出金の先ほど申し上げました九十二億四の中ら支出されることになると思っています。すでに接収そのものは終つておりまして、或いはその支出のものがすでに終つておりました、例えばイニシャル・コストと申しますか、最初に調べるのですが、そういうものはすでに終つておりました、そういう引続き接収と申しますか、講和條約後も或いはこの法律によりまして使用し得るといふ手続になるということにつきます。これはもう処分済みでございますので、費目といたしましては防衛支出金から出しません、やるといたしますれば過去の処理の問題でございますから終戦処理費の繰越分を以つて賄つておきます。今ちよつと接収解除ということをお上げしたので、却つて誤解を生じたと思ひます。接収解除云々ということをお上げましたのは、今後相當な接収財産が解除される、それに伴ひまして例の原状回復ということでございますが、その接収解除に伴ひまして原状を回復いたすということにつきましての支出は、九十二億の方から出すということになります。ということでございます。

○深水六郎君 今占領期間中の營業補償というものが非常にその關係の人から要望が強いわけですが、今後折衝される場合にできるだけそれを勸察して行かれるように、局長方面、關係の方面から折衝されるように希望いたして質問しておきます。

○政府委員(長岡伊八君) 御意見十分承りまして……。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 何か御質疑がございましたら……。

○田中一君 この附則の二ですが、何

昭和二十七年五月十七日印刷

故六カ月前まで一時使用の期間を延ばしたのですか。我々はこの條約発効後九十日間一切の権利が解除されるといふので喜んでおられるのですが、まだ六カ月前を延長して従来の占領政策の一つに服さなければならぬという理由はどこにあるのです。

○政府委員(長岡伊八君) 六カ月前といはして、必ずしもこれをきり／＼いばい使おうという考え方ではないのでございますが、何分にも契約件数が相当多数でございますので、九十日間の間にとり急いで新しい契約に移りた

○田中一君 そうした人間と人間の契約の問題ですから、お互いの権利問題の交渉の問題なんです。従つて補償料を取る場合に、六カ月前を超える場合があると思ひます。協定が締結されな

○政府委員(長岡伊八君) 六カ月前を一時間使用いたしまして、なおその間に話がつかんということになりますならば、どうしても必要だということになりますれば、本法の本則に立ち返りまして使用なり取用の手続をとるのであります。

○田中一君 すべてそうした手続を完了させる期間というのは九十日間の期間と了解しておるので。占領軍から駐留軍に切り替はるといふ手続の期間

は九十日と了解しておるのですが、それをお見込みの場合に、こうした場合に九十六カ月前でということに言われたのか。ただ、政府のほうのいろいろ手続が遅れやしないかというつもりでこれを規定を置いたのだというふうなつもりならば、甚だ不足なんです。その点は現在どのくらい物件がある、後の従業員というか、後のほうに属しているところの職員が何人おつて、どうしてできないのかということ

○政府委員(長岡伊八君) 九十日間、これは進駐軍として権利のある期間でありますので、これは前の契約に基きまして借りにことにいたしました次第でございます。その後の六カ月前につきましては只今申し上げました通り、この間にとり急いで契約をとり結びたいと思つております。御承知の通り行政協定の交換公文には、話のつかんものは継続して使用得るような文句がござ

○田中一君 これを六カ月の期間には合同委員会の話もつきまじし、我々の手続も完了すると、こゝろ見込でございます。土地契約件数といたしましては、土地について約一万件と申しますのは、一區画の土地といたしましても、約一萬〜二萬の所有者がたぶんおられます。約一萬〜二萬の所有者がたぶんおられます。約一萬〜二萬の所有者がたぶんおられます。

○田中一君 そうしますと、この六ヶ月というのは政府の方の御都合で、自分の方の事務上の処理がきんから、

昭和二十七年五月十九日発行

これだけの期間遅れるということをお明文化したわけでありませうか。

○政府委員(長岡伊八君) 単に我々がいわばずるけまず期間の意味で設けたものではございません。先ほども申し上げました通り、契約のプランクの時期をこしらえましたのは所有者に迷惑をかける、それがためにただこの期間につきましては、この附則に規定してあります通りに、迷惑をかけてはなりませんので、三号以下の規定を設けまして迷惑を少なくしたい、こゝろこゝろに考えた次第であります。

○田中一君 それで、その問題が解決するならば三カ月前でもいい、或いは一年でもいいわけですね、ただ六カ月に抑えたことには、プランクがあつちやいかんとか、迷惑をかけちやいかんという理由で六カ月に抑えたのです。六カ月に抑えた根拠はどういうところから来ているのですか、三カ月前でも或いは以内でも……三カ月前でもいいですね。或いは一年でもいいわけですね。これはどういふところから六カ月に抑えたのですか、そのくらいならば先ずまあうまく話がつくだろう、こゝろこゝろで抑えたのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 御指摘の通りでございます。

○委員長(廣瀬興兵衛君) ほかに御質疑ございませんか。

○政府委員(長岡伊八君) さよう取り計らいいたします。なお来週の日程につきましては、再々週の日程を決定したいと思ひますが如何ですか。

○委員長(廣瀬興兵衛君) さよういたします。

○田中一君 外に關係の委員会はありますか。向うから申出て来ているのですか。ありませんか。外になければ結構です。

○委員長(廣瀬興兵衛君) さよう取り計らいいたします。なお来週の日程につきましては、再々週の日程を決定したいと思ひますが如何ですか。

○委員長(廣瀬興兵衛君) さよういたします。

○田中一君 外に關係の委員会はありますか。向うから申出て来ているのですか。ありませんか。外になければ結構です。

○委員長(廣瀬興兵衛君) さよう取り計らいいたします。なお来週の日程につきましては、再々週の日程を決定したいと思ひますが如何ですか。

○田中一君 外に關係の委員会はありますか。向うから申出て来ているのですか。ありませんか。外になければ結構です。

○委員長(廣瀬興兵衛君) さよう取り計らいいたします。なお来週の日程につきましては、再々週の日程を決定したいと思ひますが如何ですか。